報告第１８号

令和９年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の募集結果について

令和９年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の募集結果について報告するもの。

令和８年１０月９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（報告理由）

本件は、去る９月に実施した令和９年度京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の募集結果について、報告するものである。

令和９年度入園希望者数（令和8年9月30日現在）

単位：人

幼稚園	３歳児	４歳児	５歳児	合計	前年比
草内	8			8	▲ 10
三山木	16			16	▲ 11
普賢寺	5	1		6	1
こども園（幼稚園枠）	３歳児	４歳児	５歳児	合計	前年比
大住	20			20	▲ 7
河原	5			5	2
（仮）薪	19		1	20	1
合計	73	1	1	75	▲ 24

※「前年比」は令和7年9月30日時点の入園希望者数との比較

＜参考＞令和９年度園児数見込み

単位：人

幼稚園	３歳児	４歳児	５歳児	合計	前年比	認可定員
草内	8	24	22	54	▲ 4	160
三山木	16	35	28	79	▲ 19	90
普賢寺	5	10	8	23	▲ 2	80
こども園（幼稚園枠）	３歳児	４歳児	５歳児	合計	前年比	認可定員
大住	20	31	40	91	8	105
河原	5	6	5	16	0	15
（仮）薪	19	22	17	58	6	75
合計	73	128	120	321	▲ 11	525

※「前年比」は令和8年5月1日時点の園児数との比較

※　大住の認可定員はこども園の1号子ども（幼稚園枠）の定員数です。2・3号合わせた認可定員は184人となります。同じく河原の2・3号合わせた認可定員は230人、（仮）薪の2・3号合わせた認可予定定員は90人となります。

議案第４５号

京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和８年１０月９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（提案理由）

本件は、特別支援教育就学奨励費の支給対象者を広げるほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

１　要旨

（１）支給対象者を「特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者」から、「特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者」及び「学校教育法施行令第２２条の３に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者」に改めます。

（２）別記様式（第６条関係）について、削除します。

２　趣旨

現行の本市の要綱では、特別支援教育就学奨励費の支給対象者について、「特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者」と限定されていますが、国庫補助対象としては「通常学級に在籍する学校教育法施行令第２２条の３該当児童生徒の保護者」についても対象者として追加されています。また、近隣市町も同様に支給対象者としていることから、本市でも「通常学級に在籍する学校教育法施行令第２２条の３該当児童生徒の保護者」についても特別支援教育就学奨励費の支給対象とし、所要の改正を行うものです。なお、申請様式については、国庫補助申請様式に定めがあるため、削除するものとします。

３ 施行期日

この告示は、令和９年４月１日から施行します。

京田辺市教育委員会告示第　　号

京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成９年京田辺市教育委員会告示第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「の特別支援学級に在籍する」を「に在籍し、障がいのため特別な支援を必要とする」に改める。

第２条第１号中「又は中学校」を「若しくは中学校」に、「又は生徒の」を「若しくは生徒の」に改め、「以下同じ。）」の次に「又は京田辺市立小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者」を加える。

第６条中「（別記様式）」を削る。

別記様式を削る。

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。

京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
（目的） 第１条　この告示は、京田辺市立小学校又は中学校に在籍し、障がいのため特別な支援を必要とする児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、就学奨励費の支給を行うことを目的とする。	（目的） 第１条　この告示は、京田辺市立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、就学奨励費の支給を行うことを目的とする。	対象者の追加に伴う改正
（定義） 第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（定義） 第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
（１）　保護者　京田辺市立小学校若しくは中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童又は生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は京田辺市立小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者をいう。	（１）　保護者　京田辺市立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童又は生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）をいう。	対象者の追加に伴う改正
（２）及び（３）　（略）	（２）及び（３）　（略）	
（調書の提出） 第６条　就学奨励費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書に必要な書類を添えて、児童又は生徒の在学する学校長を通じて教育長に提出しなければならない。	（調書の提出） 第６条　就学奨励費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（別記様式）に必要な書類を添えて、児童又は生徒の在学する学校長を通じて教育長に提出しなければならない。	様式削除に伴う改正

京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
	別記 様式(第8条関係) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書　（整理番号） No. 保護者等氏名 / 住所 / 児童生徒氏名 / 学校名、学年(特別支援学級名)等 / ※ 都道府県の地区別区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）地域の級地区分（1 2 3） / 学校長認印 世帯の収入状況 / 世帯の状況（前年12月末日現在）：氏名 / 生年月日（満年齢） / 続柄 / 職業又は在学校名・学年（特別支援学級通学の有無） / 需要額等：教育扶助基準（通学費 / ※学校給食費 / ※基準額）/ 生活扶助基準（※第1類 / ※期末一時扶助費 / ※第2類） 所得控除前の金額：総所得金額 / 退職所得金額 / 山林所得金額 / 計 A 所得控除：社会保険料 / 生命保険料 地震保険料 / 計 B 所得　額(A−B) C ※ 所得月割(C×1／12) D ※ 障害者加算控除 保護基準により算定 E ※ 収入　額(D−E) F ※　合　計 a ※ / b ※ / c ※ / d ※ / e ※ h ※ 住宅扶助基準 i 需要額 ※ (a～hの合計) 収入額 ※ / 需要額 F / i ＝ g(地区別冬季加算額) f(基準額) 通学費明細：(通学費を要した者ごとに記入すること。) 特記事項 支弁区分 □ Ⅰ段階(令第2条第1号該当) □ Ⅱ段階(令第2条第2号該当) □ Ⅲ段階(令第2条第3号該当) （注） 1　支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。 2　特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。	様式の削除

参考資料

○京田辺市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成9年1月13日
教育委員会告示第7号

（目的）
第1条　この告示は、京田辺市立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、就学奨励費の支給を行うことを目的とする。
（定義）
第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　保護者　京田辺市立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童又は生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）をいう。
(2)　収入額　特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
(3)　需要額　生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の額をいう。
（経費の種類）
第3条　就学奨励費の経費の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1)　学用品費
(2)　通学用品費（ただし、第1学年の児童及び生徒を除く。）
(3)　新入学児童生徒学用品費
(4)　校外活動費
(5)　学校給食費
(6)　体育実技用具費
(7)　修学旅行費
(8)　通学費
(9)　職場実習交通費
(10)　交流学習交通費
(11)　拡大教材費
(12)　オンライン学習通信費
（支給区分）
第4条　就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1)　収入額が需要額に1.5を乗じて得た額未満の額の世帯に属する保護者（第4号に規定する保護者を除く。）　前条各号に掲げる経費
(2)　収入額が需要額に1.5を乗じて得た額以上であって、2.5を乗じて得た額未満の額の世帯に属する保護者（第4号に規定する保護者を除く。）　前条第1号から第11号までに掲げる経費
(3)　収入額が需要額に2.5を乗じて得た額以上の額の世帯に属する保護者（次号に規定する保護者を除く。）　前条第9号から第11号に掲げる経費
(4)　法第13条に規定する教育扶助を受けている児童若しくは生徒又は京田辺市就学援助規則（平成9年京田辺市教育委員会規則第3号）第6条の規定により就学援助費の受給資格の認定を受けている児童若しくは生徒の保護者　前条第10号及び第11号に掲げる経費
（支給額）
第5条　就学奨励費の支給額は、毎年度国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価（配分限度額）に準ずるものとする。
（調書の提出）
第6条　就学奨励費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（別記様式）に必要な書類を添えて、児童又は生徒の在学する学校長を通じて教育長に提出しなければならない。
（認定）
第7条　教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、学校長を通じて申請者に通知するものとする。
2　教育長は、前項の規定による認定を行うに当たり、申請者から必要に応じて源泉徴収票その他必要な書類を提出させるものとする。
（委任）
第8条　この告示の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この告示は、田辺町が市となる日〔平成9年4月1日〕から施行する。

附　則（平成14年1月8日教委告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年12月2日教委告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年9月26日教委告示第5号）

この告示は、平成19年9月26日から施行する。

附　則（令和3年2月16日教委告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和4年6月16日教委告示第3号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

附　則（令和6年3月15日教委告示第4号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

別記

様式（第6条関係）

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書　　（整理番号）　No.

保護者等氏名	住所	児童生徒氏名	学校名、学年（特別支援学級名）等	※ 都道府県の地区別区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ） 地域の級地区分（　1　2　3　）	学校長認印

世帯の収入状況			世帯の状況（前年12月末日現在）				需要額等						
							教育扶助基準			生活扶助基準			
			氏名	生年月日（満年齢）	続柄	職業又は在学校名・学年（特別支援学級通学の有無）	通学費	※ 学校給食費	※ 基準額	※ 第1類	※ 期末一時扶助費	※ 第2類	f（基準額）　円
所得控除前の金額	総所得金額	円		年　月　日（　歳）	本人		円	円	円	円	円		g（地区別冬季加算額）　円
	退職所得金額			年　月　日（　歳）									
	山林所得金額			年　月　日（　歳）									h　※ 住宅扶助基準　円
	計	A		年　月　日（　歳）									
所得控除	社会保険料			年　月　日（　歳）									i　需要額　※（a～hの合計）　円
	生命保険料 地震保険料			年　月　日（　歳）									
	計	B		年　月　日（　歳）									
所得額（A－B）		C　※		年　月　日（　歳）									収入額　※ 需要額 F＝ i
所得月割（C＊1／12）		D　※		年　月　日（　歳）									
障害者加算控除保護基準により算定		E　※		年　月　日（　歳）									
収入額（D－E）		F　※	合計				a　※	b　※	c　※	d　※	e　※		

通学費明細	特記事項	支弁区分
（通学費を要した者ごとに記入すること。）		□ Ⅰ段階（令第2条第1号該当） □ Ⅱ段階（令第2条第2号該当） □ Ⅲ段階（令第2条第3号該当）

（注）1　支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。

2　特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。

参考資料

○学校教育法施行令（抄）

（昭和28年10月31日
政令第340号）
改正　令8政令8

第二章　視覚障害者等の障害の程度

第二十二条の三　　法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区　　分	障　　害　　の　　程　　度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一　肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。